

新嵐山スカイパークのあり方の骨格（案）

1 新嵐山スカイパークのあり方の骨格策定にあたって

町議会新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会からの「新たな新嵐山スカイパークのあり方に係る提言書」を踏まえ、町民が主体となった「新嵐山スカイパーク自分ごと化会議」からの提言及び「めむろ未来ミーティング」、「町民ワークショップ」、町民アンケート等、様々な形で町民の声を幅広く聴いてきた。

町民の声は多種多様であり、意見・要望をすべて満たすことはできないが、意見の背景・ニーズ・必要性などを町として分析・考慮し、あり方の骨格(案)を策定したものである。

なお、今回策定したものは「骨格」であり、ランドデザインについても、観光施策の目指す姿を定める(仮称)芽室町観光ビジョンとの整合を図り、進捗状況に応じて議会、町民の皆様に情報提供、意見聴取しながら、令和6年度に策定予定である。

2 新嵐山スカイパークのあり方の骨格(案)

- (1)新嵐山スカイパークは町民にとって憩いの場であるとともに、本町最大の観光地であり、着地型観光を推進するための中心的な施設(観光拠点)である。これらの目的・役割・機能発揮のため、早期の再生を目指す。
- (2)必要に応じて施設整備等の投資を行うが、各種補助金・交付金等を活用し、町の負担の軽減を図る。
- (3)スキー場については、社会体育施設に類する機能として、子どもたちの教育の場、冬のスポーツの場であることから、令和6年度シーズンからの営業再開を目指す。ただし、温暖化など環境の変化を見極める必要があり、当面、施設整備等の投資は、最低限とする。
- (4)運営にあたっては、第3セクターの手法は取らず、民間活力を最大限活用する。
- (5)スキー場以外の機能については、令和6年度中に策定予定のランドデザインの中で具現化する。

3 機能別の考え方について

機能	考え方	現在の施設等
宿泊	施設の老朽化や旅行スタイルの変化（団体から個人へ）への対応が必要であり、町民ニーズも含め、キャンプ機能との役割を整理し、コンセプト（方向性）やターゲット（主たる対象）を明確にし、現在の施設の利用の可否も含め検討する	新嵐山荘
キャンプ	夏季に多くの誘客が可能であり、宿泊機能との役割を整理し、コンセプトやターゲットを明確にする	キャンプ場
温浴施設	これまでの温浴施設機能に加え、温泉やサウナの設置要望もあり、それらの利用者の取り込みなど、コンセプトやターゲットを明確にし、設置の可能性を含め検討する	新嵐山荘
飲食	町内の農産物を使ったメニューによる町のPRや手頃な価格で食べられるメニュー、ペットを連れて飲食できるカフェの設置などの要望、コロナ禍以降の大人数の宴会の減少など、それらのニーズも含めコンセプトやターゲットを明確にする	新嵐山荘 レストラン 宴会場 バーベキュー
売店	町の特産品や農産物等を取り扱い、町内外からの利用者に町をPRする場（物産振興の場）としての整備を検討する	新嵐山荘 売店
スキー場	子どもたちの教育の場、冬のスポーツの場であることを前提に、可能な限り経費を圧縮し継続する アウトドアアクティビティの場として通年での活用を検討する	メムロスキー場 スキースクール
フィールドを活用したサービス	これまで提供されていたサービスを含め、コンセプトやターゲットを明確にし、フィールドを活用したサービスを検討する サイクルツーリズムやマウンテンバイクなどスキー場の通年利用を含めた夏のフィールドを活用したアクティビティを検討する 歩くスキーなど各種団体と連携した新嵐山全体の活用を検討する	フィールド全体 ドッグラン パークゴルフ 歩くスキー
展望台	今後の日高山脈襟裳国定公園の国立公園化も見据え、町の観光施策として活用を進める 展望台での飲食機能（カフェ等）については、水道設備等の整備が必要であり、エリア全体を検討するなかで、設置の可能性について検討する 展望台及び周辺設備の老朽化が進んでおり、町の観光施策として活用を進めるなかで、施設の再整備を検討する	新嵐山展望台

集客機能	町内外から通年での集客が可能なショップや、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化の際の玄関口となるビジターセンターの設置を検討する	—
町民向けサービス	町民の憩いの場、レクリエーションの場として、町民を対象としたサービスの充実に向け検討する	—

4 管理運営の考え方について

- (1) グランドデザインの策定、事業資金の確保(クラウドファンディング、ふるさと納税等)、施設運営(指定管理、PFI、PPP等)、町内外の民間主体イベントの開催、ワイナリー等の民間事業者との協働事業など、エリア全体の魅力向上に向け、民間活力を最大限に活用する。
- (2) 町としての公的な役割・機能を明確にし、町民にとっての憩いの場や社会体育施設に類する機能に係る経費については、町が負担する。
- (3) 町民にとっての憩いの場であることを前提に、民間事業者による新たな魅力の創出や事業での活用を積極的に進める。